

京都市消防局訓令乙第1号

各 部
防 災 危 機 管 理 室
消 防 学 校
各 消 防 署

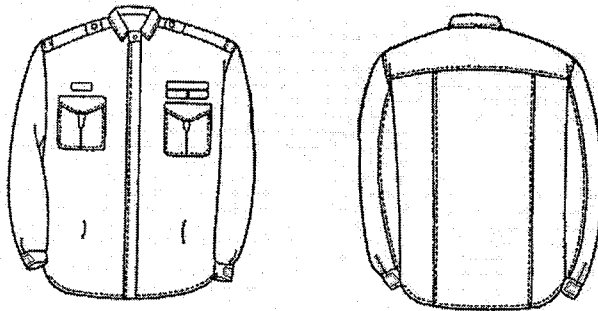
京都市消防吏員服制規程の一部を次のように改正する。

平成18年9月29日

京都市消防局長 折 坂 義 雄

別表第1合冬救急活動服の項中「地質と似た色のボタン7個を1行に」を「ファス
ナーを」に改め、「ボタンを付け」を削り、「襟に白色の替え襟を付ける。」を
「襟に
そで
白色の替え襟を付ける。
に改め、同表第14図1を次のよう
は、長そでとし、そで口にファスナーを付ける。」
に改める。

1 上衣制式



附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この訓令による改正前の京都市消防吏員服制規程の規定による合冬救急活動服上衣は、当分の間、これを使用することができる。

(消防局総務部人事課)